

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度												
条 例 名	神奈川県奨学金貸付条例																
条 例 番 号	昭和39年神奈川県条例第69号	法 規 集	第14編第4章第2節														
所 管 室 課	教育局行政部財務課																
条 例 の 概 要	高等学校等又は専修学校の高等課程に在学する生徒で、学資の援助を必要とする者に対して行う奨学金の貸付けに関し、必要な事項を定めている。																
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考												
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	経済的な事情にかかわらず、多様化する子どもたちや保護者のニーズに合った教育を自ら選択し、等しく質の高い教育を受けることができるよう、奨学金制度を始めとする就学支援の充実が求められていることから、奨学金を無利息で貸し付けることを定めた本条例は、現在でも必要な条例である。															
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	平成26年度以降、毎年度、貸付要件を満たした貸付希望者全員に高等学校奨学金の貸付けを行っており、就学支援策として有効に機能している。 また、平成27年12月に、「育英」から「就学支援」へ目的を変更し、成績要件を撤廃するとともに、有効性を高めるため貸付月額の詳細化を図るなどの条例改正を行っている。			貸付状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>貸付者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td> <td>2,360人</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>2,766人</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>3,324人</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>4,050人</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>4,696人</td> </tr> </tbody> </table> （短期臨時奨学金等を除く。）	年度	貸付者数	30	2,360人	29	2,766人	28	3,324人	27	4,050人	26	4,696人
	年度	貸付者数															
	30	2,360人															
	29	2,766人															
28	3,324人																
27	4,050人																
26	4,696人																
効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	奨学金の貸付額、区分、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。																
基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合）	県の総合計画である「かながわグランドデザイン実施計画」及び教育の総合的な指針である「かながわ教育ビジョン」の中で、「高校生などへの就学支援の充実」が掲げられており、県政の基本的な方針に適合している。																
適法性 （憲法、法令に抵触しない）	奨学金の貸付け、返還、免除等について規定するものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。																
その他																	
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。													